

令和8年度呉市会計年度任用職員（保健師） 募集案内

令和8年度から会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を次のとおり募集します。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は申し込みができません。

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

採用までの流れ

1. 「令和8年度 会計年度任用職員（保健師）任用申込書」を呉市福祉保健部福祉保健課に提出します。（随時）
2. 書類選考後、必要に応じて面接等のご連絡をします。
3. 福祉保健課において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
4. 採用となった場合、会計年度任用職員として採用されます。

【留意事項】

- ・登録していただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由により、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・応募者の中から選考するほか、別途、ハローワーク等により直接募集することもあります。

申込方法

別紙の「令和8年度 会計年度任用職員（保健師）任用申込書」を呉市福祉保健部福祉保健課に提出してください。

提出方法は、郵送又は直接持参ください。募集期間はなく随時募集を受付しています。

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市役所福祉保健部福祉保健課（本庁舎3階）

電話：0823-25-3103（直通）

勤務条件等

任用根拠	・地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	・保健師（主な業務は呉市国民健康保険被保険者への保健指導）
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・月額：約20万8千円 ・期末・勤勉手当：年間約97万円（初年度は約63万円） ・年収：約346万円（初年度は約312万円） ※令和8年4月1日から1年間勤務した場合の金額です。 ※本市職員等としての経験に応じて、加算があります。 ※一定の要件を満たす場合、通勤手当があります。 ※報酬、期末・勤勉手当等は令和8年4月現在のものです。
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週の勤務時間：週29時間 ・週の勤務日数：月曜日から金曜日までで4日又は5日間 ・1日の勤務時間：8時30分から17時15分の間で7時間45分以内 ・休憩：1時間
休日	・原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	・年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	・市役所本庁舎3階 福祉保健課
任用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合は次年度以降も再度任用することがあります。
試用期間	・1か月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等 ※勤務時間等の一定の要件を満たす場合に加入します。
服務	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されます。次のいずれにも該当しない場合は、兼業も可能です。 (1) 兼業先との所定勤務時間の合計が1日8時間又は週40時間を超える場合 (2) 本市の他課との兼業の場合、所定勤務時間の合計が1日7時間45分又は週38時間45分を超える場合 (3) その他兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合

その他

- 任用申込書の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）となります。（令和8年度の申込みの場合は令和9年3月31日が有効期間となります。）
- 提出された任用申込書は、個人情報として厳正に取り扱います。（返却不可）